

第 222 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 11 号

令和 4 年 1 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 11 号をもって、令和 4 年 1 月 10 日（木）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 222 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 4 年 1 月 10 日（木） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 仲戸 禎雄 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

9 番 井坂 孝雄 10 番 高田 健司

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第33号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第34号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第36号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第69号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第71号 現況証明願の交付決定について
議案第72号 農地改良協議に対する同意について
議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
議案第75号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 57 分閉会

<p>事務局長</p>	<p>只今から、令和4年度第222回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(会長あいさつ)</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに事務局から諸般の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(諸般の報告朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、9番 井坂 孝雄委員、10番 高田 健司 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に報告第33号から36号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質</p>

議長	<p>疑に入ります。</p> <p>報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p>
議長	<p>はじめに「議案第69号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
2番 西崎委員	<p>11月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、栗山委員と鈴木委員と私、西崎の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番の上稲吉392の農地は●●●●●●から約600m南東に位置する畑1筆、上稲吉942-1、948-1の農地は約400m南西に位置する田2筆になります。</p>

2番西崎委員

筆なります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号 10 番の●●●●●●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●

●●の農地は、加茂地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m南東に位置す

る田 4 筆、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●

●の農地は約 600m北東に位置する畑 5 筆になります。

現況は、一部雑草繁茂の状態が見られましたが、おおむねきれいに管理されて
いました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

レンコン、露地野菜を作付けする計画です。

続きまして番号 11 番の農地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m南東に位置
する畑 2 筆になります。

現況は、きれいに管理されていました。

申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

粟を作付けする計画です。

続きまして番号 12 番から 13 番になりますが、こちらは土地改良事業に関連
した案件であり、申請人及び申請地が隣接していることから、一括で説明い
たします。

<p>2番西崎委員</p>	<p>申請地は、●●●●●●から約900m東に位置する畑20筆、田4筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、農地所有適格法人として企業参入するため、今回の申請に至りました。</p> <p>梨を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号14番の農地は、●●●●●●●●●●から約300m東に位置する田1筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>水稻を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>4番宮本委員</p>	<p>譲受人は、筑西市からでは遠いのではないかと聞かれました。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人はかすみがうら市出身で、●●●の実家から農作業に行っていると聞かれました。</p>

事務局	いております。
4 番宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4 番宮本委員	親子で建設業兼農業ということだが、どのような仕事をしているのか。
事務局	建設業の詳細については把握しておりません。 (●●鉄工所との声あり)
4 番宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号9番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号9番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号10番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号11番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたしま

議長	す。
議長	次に、番号12番と13番について、譲渡人、譲受人が同一で、近接した案件ですので、一括審議をお願いします。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
4番宮本委員	譲受人はどのような農業をするのか、梨の場合、管理が大変だと思うが。
事務局	就農計画書におきましては、従来方式より生産効率のよい生産方法を導入することとしており、具体的には、「ジョイントV字トレリス樹形」を採用し、早期成園化や選定作業の省力化、作業労働制の高い栽培を行い、スマート農業による自動化を見据えた生産管理を行うとしております。
4番宮本委員	分かりました。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号12番、13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。（賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号12番、13番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号14番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・意見、質問等なし）
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

議長	<p>番号14番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号14番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第69号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読 及び 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
3番鈴木委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>まず、番号1番から2番になりますが、こちらの案件については、申請地が隣接しており、同一の転用計画に含まれるため、一括で説明いたします。</p> <p>図面番号1番、2番も併せてご覧ください。</p>
3番鈴木委員	<p>申請地は、●●●●●から約200m北西に位置する畑2筆になります。</p>

こちらは、第3種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設及び整備用資材搬入の進入路として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号3番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。

申請地は、牛渡地内の●●●から約200m南西に位置する畑2筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約600m東に位置する畑1筆になります。

こちらは、第2種農地と判断しました。

申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号5番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約500m北に位置する畑1筆になります。

3 番鈴木委員

こちらは第 1 種農地と判断しました。

申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。

また、申請地は第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

なお、申請地には、すでに埋蔵文化財試掘調査のため造成した進入路があることから、始末書が添付されております。申請人は、今後も進入路として使用したいと考え、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号 7 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 南東に位置する畑 1 筆になります。

こちらは、第 2 種農地と判断しました。

申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

3番鈴木委員	以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番と2番については、一体の事業でございますので、一括審議をお願いいたします。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、番号1番と2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	<p>次に、番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>

議長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

議長	次に「議案第71号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件についても事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番鈴木委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●●●から約500m東に位置する畑1筆になります。 こちらは、40年以上前から住宅敷地として使用している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願い

	<p>します。（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成（賛成多数）ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第71号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第72号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。</p> <p>なお当案件についても事前調査を実施しております。</p> <p>（事務局朗読）</p>
議長	<p>議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
3番鈴木委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。【図面番号9番】も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、加茂地内の●●●●●●●●●●から約800m北西に位置する田1筆になります。</p> <p>深谷地内の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、田畑転換及び段差解消をするための申請となります。</p>

	<p>改良後は露地野菜を作付する計画となっております。</p> <p>以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく お願いします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願い します。(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決 定いたします。</p>
議長	<p>「議案第72号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり 交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p>
議長	<p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p>

	(事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
議長	それでは、ご説明いたします。
事務局	(事務局説明) 事務局説明が終わりました。
議長	ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、「議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に「議案第75号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局説明)</p>
<p>議長</p>	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、「議案第75号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見等無し)</p>
議長	<p>来月の総会は、12月12日(月)午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、塚本勝男 委員、安田治 委員、飯田敬市 委員です。</p> <p>日時は、12月5日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎小会議室2といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>・12月14日開催、推進大会への参加について</p>
議長	<p>事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見、質問等なし)</p> <p>それでは、以上を持ちまして、第222回総会を閉会いたします。</p>

慎重審議大変ご苦労様でした。

起立、礼、お疲れさまでした。

--	--

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____